

再リース料の取扱い

Q : 今月から、リース取引は、原則として売買取引として取り扱われるようになったようですが、再リース料はどのように取り扱われるのですか？

A : 再リース料は、発生時の費用として取り扱われます。

【解説】

再リースとは、リース期間が満了した後においてもそのリース資産の使用収益を継続できるとするもので、一般的には、1年更新でリース料の1ヶ月分程度のリース料を支払うとする旨が契約書に盛り込まれています。

再リースの取扱いは、リース会計基準では、「借り手が再リースを行なう意思が明らかな場合を除き、再リース期間は解約不能のリース期間に含めない」とされていることから、再リース料はリース料総額に含まれず、「発生時の費用として処理する」とされています。

なお、税務においては、「再リース料は、原則として、リース資産の取得価額に算入しない。ただし、再リースが明らかな場合には、取得価額に含まれる」とされているだけで、取得価額に算入しなかった再リース料の取扱規定は置かれていませんが、売買取引となるリース取引の範囲外ということになりますので、オペレーティングリース取引と同様の処理、すなわち、賃借処理をすることとなります。

